を閲覧する方法により行う。この場合において、当該閲覧をした者の請求があるときは、登記官は、当該閲覧に係る用紙を当該者に交付しなければならない。

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

○法務省令第二十号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百三十一条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

法務大臣　山下　貴司

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　戸籍用紙は、日本産業規格Ｂ列四番の丈夫な用紙を用い、附録第一号様式によつて、これを調製しなければならない。但し、美濃判の丈夫な用紙を用いることを妨げない。	**第一条**　戸籍用紙は、日本工業規格Ｂ列四番の丈夫な用紙を用い、附録第一号様式によつて、これを調製しなければならない。但し、美濃判の丈夫な用紙を用いることを妨げない。
第七十九条の四　戸籍法第四十八条第二項の規定による前条第一項の情報の閲覧は、日本産業規格Ａ列三番の用紙に出力したものを閲覧する方法により行う。	**第七十九条の四**　戸籍法第四十八条第二項の規定による前条第一項の情報の閲覧は、日本工業規格Ａ列三番の用紙に出力したものを閲覧する方法により行う。

附録第三号様式、附録第五号様式、附録第十一号様式から附録第十三号様式まで、附録第十四号様式、附録第二十一号書式、付録第二十二号様式及び付録第三十二号様式の標題中「日本産業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　原田　義昭

を閲覧する方法により行う。この場合において、当該閲覧をした者の請求があるときは、登記官は、当該閲覧に係る用紙を当該者に交付しなければならない。

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

○法務省令第二十号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百三十一条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

法務大臣　山下　貴司

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　戸籍用紙は、日本産業規格Ｂ列四番の丈夫な用紙を用い、附録第一号様式によつて、これを調製しなければならない。但し、美濃判の丈夫な用紙を用いることを妨げない。	**第一条**　戸籍用紙は、日本工業規格Ｂ列四番の丈夫な用紙を用い、附録第一号様式によつて、これを調製しなければならない。但し、美濃判の丈夫な用紙を用いることを妨げない。
第七十九条の四　戸籍法第四十八条第二項の規定による前条第一項の情報の閲覧は、日本産業規格Ａ列三番の用紙に出力したものを閲覧する方法により行う。	**第七十九条の四**　戸籍法第四十八条第二項の規定による前条第一項の情報の閲覧は、日本工業規格Ａ列三番の用紙に出力したものを閲覧する方法により行う。

附録第三号様式、附録第五号様式、附録第十一号様式から附録第十三号様式まで、附録第十四号様式、附録第二十一号書式、付録第二十二号様式及び付録第三十二号様式の標題中「日本産業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　原田　義昭

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
様式第一（第７条関係） （略） ［備考］ １～22　（略） 23　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。	**様式第一**（第７条関係） （略） ［備考］ １～22　（略） 23　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
様式第二（第７条関係） （略） ［備考］ １～20　（略） 21　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。	**様式第二**（第７条関係） （略） ［備考］ １～20　（略） 21　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
様式第三（第７条関係） （略） ［備考］ １～25　（略） 26　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。	**様式第三**（第７条関係） （略） ［備考］ １～25　（略） 26　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○文部科学省、環境省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

文部科学大臣　柴山　昌彦
環境大臣　原田　義昭